

参考資料

他の地方自治体との比較 参考資料

【一般的な自治基本条例の構成】

○前文

- ・自治体のアイデンティティ（歴史や地理、文化等の特性）
条例制定の背景、自治の主体等を明らかにする。

○条例の目的、概念の定義、参加と協働、情報の共有等の基本理念

○市民の権利と責務

- ・まちづくりの参画権、知る権利、参加・協働の努力義務等

○議会、執行機関の役割と責務

- ・説明責任・応答責任・情報公開・会議の公開等

○市民等の参加と協働の制度

- ・住民投票・パブリックコメント・公募委員・コミュニティ・自治組織

○条例の位置づけ

- ・最高規範性・改正手続・見直し義務等

【条例の類型】

①理念型条例

まちづくりの基本理念、市町村・住民の責務などの抽象的規定を定める条例

(例) 宝塚市まちづくり基本条例

②権利保障型条例

住民の環境権、生活権、参加権などの権利を保障する権利

(例) 川崎市都市憲章案

③住民参加拡充型条例

住民の参加・参画や住民投票などの仕組み を定める条例

(例) ニセコ町まちづくり基本条例

④行政指針型条例

行政施策の方向性や行政運営の指針を定める条例

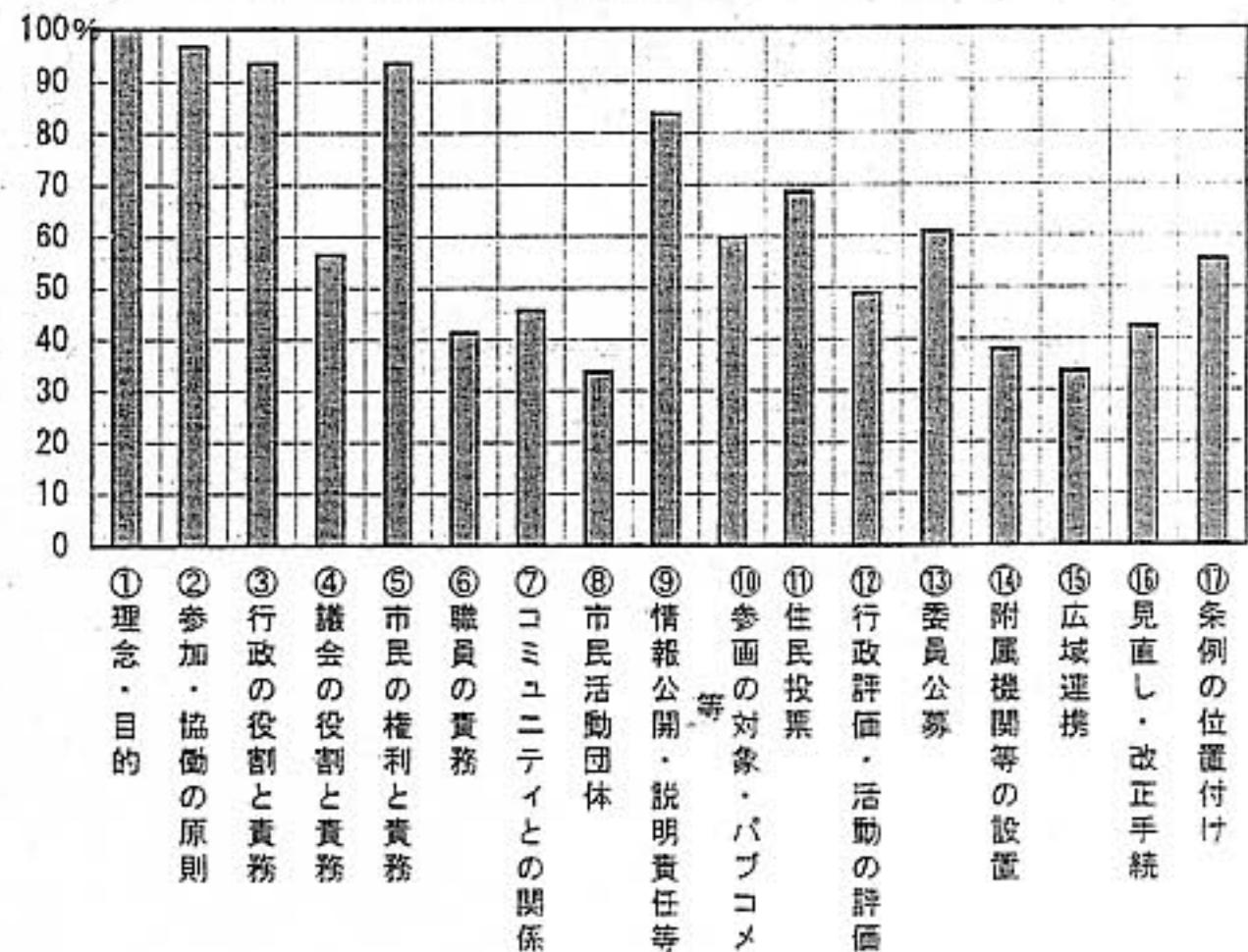
(例) 志木市市政運営基本条例

自治基本条例・市民参画条例等先進例規定事項一覧

No.	条 例 名	理念・原則	主体の権利・役割・責務									参加の手續・保障				その他		
		① 理念・目的	② まちづくりへの参加・協働の原則	③ 行政(首長)の役割と責務	④ 議会の役割と責務	⑤ 市民の権利と責務	⑥ 職員の責務	⑦ コミュニティとの関係	⑧ 市民活動団体への支援とその責務	⑨ 情報公開・共有・説明責任等	⑩ 参画の対象・手續・パブリックコメント等	⑪ 住民投票	⑫ 行政評価・活動の評価	⑬ 衆議会等への市民参加・委員公募	⑭ まちづくりの附属機関等の設置	⑮ 広域連携	⑯ 見直し・改正手続	⑰ 条例の位置付け
1	川口市まちづくり基本条例(S62.9.22)	◎	◎	◎					◎									
2	箕面市市民参加条例(H9.4.1)	◎	◎	◎	◎					◎	◎	◎	◎					
3	箕面市まちづくり理念条例(H9.4.1)	◎	◎															
4	幕別町まちづくり町民参加条例(H13.1.1)	◎	◎	◎	◎					◎								
5	猿払村村民参加条例(H13.4.1)	◎	◎	◎	◎					◎	◎	◎	◎					
6	猿払村まちづくり理念条例(H13.4.1)	◎	◎															
7	二セコ町まちづくり基本条例(H13.4.1)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
8	志木市市政運営基本条例(H13.10.1)	◎	◎						◎	◎								
9	宝塚市まちづくり基本条例(H14.4.1)	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
10	宝塚市市民参加条例(H14.4.1)	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎				
11	石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例(H14.4.1)	◎	◎						◎	◎			◎	◎				
12	生野町まちづくり基本条例(H14.6.1)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
13	西東京市市民参加条例(H14.10.1)	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
14	鹿児島市市の市民参画を促進する条例(H15.4.1)	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
15	旭川市市民参加推進条例(H15.4.1)	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
16	鳥取市市民参画と市民活動の推進に関する条例(H15.4.1)	◎	◎	◎	◎	◎		◎						◎				
17	高森町市民参加条例(H15.4.1)	◎	◎	◎	◎	◎		◎										
18	高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例(H15.4.1)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎						◎				
19	鳩山町まちづくり基本条例(H15.4.1)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
20	羽昨市まちづくり基本条例(H15.4.1)	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
21	清瀬市まちづくり基本条例(H15.4.1)	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎				◎	◎			
22	柏江市民参加と市民協働の推進に関する基本条例(H15.4.1)	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
23	会津坂下町まちづくり基本条例(H15.4.1)	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎			◎	◎		
24	杉並区自治基本条例(H15.5.1)	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
25	京都市市民参加推進条例(H15.8.1)	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎				◎				
26	厚木市まちづくり理念条例(H15.10.1)	◎	◎															
27	柏崎市市民参加のまちづくり基本条例(H15.10.1)	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
28	伊丹市まちづくり基本条例(H15.10.1)	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
29	東海市市民参画条例(H15.12.22)	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎				
30	東海市まちづくり基本条例(H15.12.22)	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
31	茅野市パートナーシップのまちづくり基本条例(H15.12.25)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				◎				
32	和光市市民参加条例(H16.1.1)	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
33	宮代町市民参加条例(H16.4.1)	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
34	入間市元気な入間まちづくり条例(H16.4.1)	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎								
35	富士見市市自治基本条例(H16.4.1)	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
36	小金井市市民参加条例(H16.4.1)	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
37	茅室町まちづくり参加条例(H16.5.1)	◎	◎	◎	◎	◎				◎	◎			◎	◎	◎		
38	川西町まちづくり基本条例(H16.6.23)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	
39	大平町自治基本条例(H16.7.1)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
40	相生市市民参加条例(H16.7.1)	◎	◎	◎	◎	◎				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
41	関川村むらづくり基本条例(H16.8.1)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
42	多摩市自治基本条例(H16.8.1)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

No.	条 例 名	理念・原則						主体の権利・役割・責務						参加の手續・保障				その他の		
		①理念・目的	②まちづくりへの参加・協働の原則	③行政(首長)の役割と責務	④議会の役割と責務	⑤市民の権利と責務	⑥職員の責務	⑦コミュニティとの関係	⑧市民活動団体への支援とその責務	⑨情報公開・共有・説明責任等	⑩住民投票	⑪行政評価・活動の評価	⑫審議会等への市民参加・委員公募	⑬まちづくりの附属機関等の設置	⑭地域連携	⑮見直し・改正手続	⑯条例の位置付け			
43	愛川町自治基本条例(H16.9.1)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
44	草加市みんなでまちづくり自治基本条例(H16.10.1)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
45	浦安市市民参加推進条例(H16.10.1)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
46	岡谷市市民総参加のまちづくり基本条例(H16.10.6)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
47	白井市市民参加条例(H16.11.1)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
48	伊賀市自治基本条例(H16.12.24)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
49	九重町まちづくり基本条例(H17.2.1)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
50	下関市市民協働参画条例(H17.2.13)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
51	久喜市自治基本条例(H17.3.1)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
52	清里町まちづくり参加条例(H17.3.25)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
53	新見市まちづくり基本条例(H17.3.31)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
54	知立市まちづくり基本条例(H17.4.1)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
55	矢掛町まちづくり基本条例(H17.4.1)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
56	さぬき市まちづくり基本条例(H17.4.1)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
57	川崎市自治基本条例(H17.4.1)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
58	大和市自治基本条例(H17.4.1)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
59	八戸市協働のまちづくり基本条例(H17.4.1)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
60	静岡市自治基本条例(H17.4.1)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
61	足立区自治基本条例(H17.4.1)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
62	中野区自治基本条例(H17.4.1)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
63	文京区文の京自治基本条例(H17.4.1)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
64	奈井江町まちづくり自治基本条例(H17.4.1)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
65	秩父市まちづくり基本条例(H17.5.24)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
66	富良野市情報共有と市民参加のルール条例(H17.7.1)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
67	岸和田市自治基本条例(H17.8.1)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
68	四日市市市民自治基本条例(H17.9.1)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
69	豊田市まちづくり基本条例(H17.10.1)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
70	善通寺市自治基本条例(H17.10.1)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
71	越前市自治基本条例(H17.10.1)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
72	三春町町民自治基本条例(H17.10.1)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
73	苦前町まちづくり基本条例(H17.10.1)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
74	海老名市市民参加条例(H17.10.3)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
75	登別市まちづくり基本条例(H17.12.21)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
76	名張市自治基本条例(H18.1.1)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
77	宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例(H18.1.1)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
78	矢祭町自治基本条例(H18.1.1)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
79	太田市まちづくり基本条例(H18.4.1)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
80	伊勢崎市市民参加条例(H18.4.1)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
81	逗子市市民参加条例(H18.4.1)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
82	豊島区自治の推進に関する基本条例(H18.4.1)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
83	三鷹市自治基本条例(H18.4.1)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
84	芳賀町まちづくり基本条例(H18.4.1)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
85	大東市自治基本条例(H18.4.1)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
86	遠別町自治基本条例(H18.4.1)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			

No.	条例名	理念・原則	主体の権利・役割・責務							参加の手続・保障			その他						
			①理念・目的	②まちづくりへの参加・協働の原則	③行政(首長)の役割と責務	④議会の役割と責務	⑤市民の権利と責務	⑥職員の責務	⑦コミュニティとの関係	⑧市民活動団体への支援とその責務	⑨情報公開・共有・説明責任等	⑩参画の対象・パブリックコメント等	⑪住民投票	⑫行政評価・活動の評価	⑬審議会等への市民参加・委員公募	⑭まちづくりの附属機関等の設置	⑮広域連携	⑯見直し・改正手続	⑰条例の位置付け
87	清水町まちづくり基本条例(H18.4.1)	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○		
88	長井市まちづくり基本条例(H18.4.1)	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○		
89	米原市自治基本条例(H18.9.1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
90	平塚市自治基本条例(H18.10.1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		
91	篠山市自治基本条例(H18.10.1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
92	丸亀市自治基本条例(H18.10.1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
規定数			92	89	86	52	86	38	42	31	77	55	63	45	56	35	31	39	51



自治体名	生野町 まちづくり基本条例 (全35条)	二セコ町 まちづくり基本条例 (全45条)	宝塚市 まちづくり基本条例 (全18条)	伊賀市 自治基本条例 (全58条)	名張市 自治基本条例 (全40条)
前文	<p>播磨と但馬の国境に位置する生野町は、古くから生野銀山とともに自然に発展し、明治22年(1889年)の町制施行から今日に至るまで独立歩を貫いてきました。</p> <p>江戸時代には幕府の直轄地として財政を支え、明治にはフランス人技術者とともに近代日本の礎を築き、その後も日本の経済発展に大きく貢献してきました。また、全国各地からたらたくさんの人々が行き交う中で、“人々などもに和人とする”という偕和(かいわ)の精神のもとに多様な文化が融合し、現在でも産業、教育、生活習慣、町並みなどにも本当に多様な文化が脈々と息づいています。</p>	<p>ニセコ町は、先人の労苦の中で歴史を刻み、町を愛する多くの人々に支えられて今日を迎えていきます。その後も、この美しさと自然環境と先人が培つてきた歴史と相互扶助の中と相互通じています。</p> <p>江戸時代には幕府の直轄地として財政を支え、明治にはフランス人技術者とともに近代日本の礎を築き、その後も日本の経済発展に大きく貢献してきました。また、全国各地からたらたくさんの人々が行き交う中で、“人々などもに和人とする”という偕和(かいわ)の精神のもとに多様な文化が融合し、現在でも産業、教育、生活習慣、町並みなどにも本当に多様な文化が脈々と息づいています。</p>	<p>宝塚市は、武庫川の清流と六甲・北摂の豊かな山なみに象徴される美しい自然環境に恵まれ、また、この豊かな自然環境と先人が培つてきた歴史と伊賀の人々により繋がっています。</p> <p>私たちには、個性豊かで活力に満ちた地城社会が「住み続けたい、訪れてみたい」となるようにしていかなければなりません。</p> <p>そのためには、地方自治の本旨に沿った取り組みを実現するために、生活者の立場からまちづくりを進めます。</p>	<p>伊賀地域は、四方を山々に囲まれた盆地で、古来から伊賀の国として一つのまとまった地域を形成してきました。隣接した地域に都が長年置かれていたこともあり、様々な影響を受けながらも、伊賀の人々によっての名張市の果たすべき役割が、現在及び将来の市民が安心して暮らすことのできる、豊かな地域社会を実現していく貴務があります。</p> <p>日本の中南部に位置する地理的な関係や交通機関の発達などから東西日本を結ぶ融通する畿央地域としての特徴を有しています。</p> <p>これまでの伊賀の自治について見たとき、中世には”懲”といふ村落の自治運営組織が存在し、その連合体として”伊賀の国”が形成されました。</p>	<p>わたしたちのまちの自治は、主権者は、現在及び将来の市民が安心して暮らすことのできる、豊かな地域社会を実現していく貴務があります。</p> <p>このためには、自治の主体である市民、市議会及び市の果たすべき役割や責務、市政運営の原則など、自らから定めておくことが必要です。</p>

自治体名	生野町 まちづくり基本条例 (全35条)	二セコ町 まちづくり基本条例 (全45条)	宝塚市 まちづくり基本条例 (全18条)	名張市 自治基本条例 (全40条)
定義			<p>(用語の定義) 第2条 この条例において、用語の定義は次のとおりとする。 (1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人及び法人その他の団体をいう。 (2) 市 市議会及び市の執行機関を含めた地方公共団体をいう。 (3) 市議会 立法機能を持つ市の意思決定審議・議決機能をもつたる目的とする各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成に関わることをいう。 (4) 市の執行機関 市の行政事務を管理執行する機関をいう。 (5) 協働 市民及び市又は市民同士や各種団体がそれぞれに果たすべき責任と役割を認識し、相互に補完、協力することをいう。 (6) 自治 自分たちの地域は自分たちで責任を持ち自ら治めることをいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内で住む者、働く者若しくは学ぶ者、市内に事業所を置く事業者は市内に活動する団体をいう。 (2) 参画 政策の立案から実施、評価に至る各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成に関わることをいう。 (3) 協働 市民、市議会及び市がそれぞれの果たすべき責任と役割を認識し、相互に協力して行動することをいう。</p>
まちづくりの基本理念			<p>(まちづくりの基本理念) 第2条 まちづくりは、主権者である市民と市が、それぞれに果たすべき責任と役割を分担しながら、相互に補完し、及び協力をして進めること(以下「協働」といいう。)を基本とし、次に掲げるまちづくりを推進するものとする。 (1) すべての市民が健康で安心して暮らす、災害に強く安全でいつまでも快適に住み続けることができる、安全で安心して暮らせるまちづくり (2) 次代を担う子ども達が夢と希望を抱き、健やかに成長し、そして、すべての市民の人権が尊重され、文化の薰り高い、豊かなまちづくり (3) 豊かな自然環境と歴史・文化の息づく都市の景観が美しく調和し、花や緑があふれ、環境にやさしい、個性と魅力のあるまちづくり (4) 人と人、人と社会のつながりが強く、また、地域活動が活発な、にぎわいと活力に満ちたまちづくり</p>	<p>(基本理念) 第3条 市民及び市は、次に掲げる基本理念により、まちづくりを推進するものとする。 (1) 补完性の原則に基づき、市民自身あるいは地域が自らの責任のもと、まちづくりの決定や実行を行うとともに、市民が改革を進めるなど、市民が主体となるべき地城の個性が生きた自治を実現する。 (2) 自然との共生を図り、各地域が有する様々な資源を有効に活用するなど次世代に引き継いでいくことができる持続発展可能な循環型の共生地城を形成する。 (3) 市民が情報共有し、自由に行き来できる環境づくりとともに、他地域と交流・連携を進めることで、創造性あふれる地域を形成する。</p>

自治体名	生野町 まちづくり基本条例 (全35条)	二セコ町 まちづくり基本条例 (全45条)	宝塚市 まちづくり基本条例 (全18条)	伊賀市 自治基本条例 (全58条)	名張市 自治基本条例 (全40条)
まちづくりの 基本原則	<p>(自律共助の原則) 第1条 まちづくりは、町民一人ひとりが自律するとともに、互いに尊重し合い、助け合いかしながら、創造的に進めていくことを基本とする。</p> <p>(情報共有の原則) 第2条 まちづくりは、自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、わたしたち町民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない。</p> <p>(情報への権利) 第3条 わたしたち町民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら同士がまちづくりに関する情報を基本とす有しながら進めていくことを基本とする。</p> <p>(参画協働の原則) 第3条 まちづくりは、町民の意思を反映していくとともに、町民と町及び町民同士が相互理解のもとに協働で進めていくことを基本とする。</p>	<p>(情報共有の原則) 第2条 まちづくりは、自らが考える基盤により自治を行うものとする。 (1) 市民は、まちづくりに関する情報を共有する権利を有する。 (2) 市民は、まちづくりに参加する権利を有する。 (3) まちづくりは、情報公開と市民参加により策定された計画に基づくものとする。 (4) まちづくりは、まず市民自らが行い、さらに地域や市が補完して行う。 (5) まちづくりは、市民や市など各主体が協働して行うよう努める。 (6) まちづくりの実施後は、その結果について評価を行う。</p> <p>(説明責任) 第4条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を町民に明らかにし、分かりやすく説明する責務を有する。</p> <p>(参加原則) 第5条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の参加を保障する。</p>	<p>(意思決定の明確化) 第6条 町は、町政に関する意思決定の過程を明らかにすることにより、町の仕事の内容が町民に理解されるよう努めなければならない。</p> <p>(情報共有のための制度) 第7条 町は、情報共有を進めため、次に掲げる制度を基幹に、これらの制度が総合的な体系をなすように努めるものとする。 (1) 町の仕事に関する町の情報を取りやすく提供する制度 (2) 町の仕事に関する町の会議を開催する制度 (3) 町が保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度 (4) 町民の意見、提言等がまちづくりに反映される制度 </p>	<p>(情報の収集及び管理) 第8条 町は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを作成できるよう統一された基準により整理し、保存しなければならない。</p>	

自治体名	生野町 まちづくり条例 (全35条)	ニセコ町 まちづくり基本条例 (全45条)	宝塚市 まちづくり基本条例 (全18条)	伊賀市 自治基本条例 (全58条)	名張市 自治基本条例 (全40条)
市民の権利と義務	<p>(個人情報の保護) 第9条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(人権の尊重) 第4条 私たち町民は、まちづくりの主体であることを認識して、自らの発言と行動に責任を持つとともに、相互に基盤的人権を尊重するまちづくりに努めなければならない。</p> <p>(学ぶ権利) 第5条 私たち町民は、生涯にわたり学習機会を選択して学ぶ権利を有する。</p> <p>(社会への参加) 第6条 私たち町民は、地域における様々な活動に積極的にかかわり、社会への参加又は不参加を理由として差別に努めなければならない。</p> <p>(情報を得る権利) 第7条 私たち町民は、行政活動について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。</p>	<p>(まちづくりに参加する権利) 第10条 わたしたち町民は、まちづくりの主権者であり、まちづくりに参加する権利を有する。 2 わたしたち町民は、それぞれの町のつどり、市民的・主体的にまちづくりの基本理念に取り組むよう努めなければならない。</p> <p>(市民の権利と義務) 第6条 市民は、市の保有する情報を知る権利を有するとともに、まちづくりに参加する権利を有する。 2 市民は、まちづくりの基本理念に沿って、市民的又は経済的情境等にかかわらず、平等な立場で、まちづくりに参加することができる。</p> <p>(まちづくりの参加における市民の責務) 第12条 私たち市民は、まちづくりの主権者であり、まちづくりを行う権利を有する。 2 この権利は、市民にとって基本的な権利であり、市民は、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的情境等にかかわらず、平等な立場で、まちづくりに参加することができる。</p> <p>(まちづくりの参加における市民の責務) 第13条 私たち市民は、広い視野に立って自らの発言と行動に責任を持たなければならぬ。 2 市民は、公共の福祉の増進に努めるとともに、諸活動を行うに当たつては、自らの発言と行動に責任を持たなければならぬ。 2 私たち市民は、多様な主体のまちづくり活動が自治を育てるというのを認め合いながらまちづくりを進めよう努めなければならない。</p> <p>(満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利) 第11条 満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。</p> <p>(まちづくりへ参加する権利) 第8条 私たち町民は、まちづくりにおいて意見等を述べることができ、自らまちづくり活動を行い、まちづくりに参加する権利を有する。</p>	<p>(まちづくりに参加する権利) 第4条 私たち市民は、まちづくりの主権者であり、まちづくりを行う権利を有する。 2 市民は、市が提供する行政サービスに参画する。</p> <p>(市民の権利) 第5条 市民は、自治の主体者であることを自覚し、積極的にまちづくりに参画するよう努めることを自らの発言と行動に責任を持たなければならぬ。 2 市民は、公共の福祉の増進に努めるとともに、諸活動を行うに当たつては、自らの発言と行動に責任を持たなければならぬ。 2 私たち市民は、多様な主体のまちづくり活動が自治を育てるといふことを認め合いながらまちづくりを進めよう努めなければならない。</p> <p>(住民自治に関する市民の役割) 第22条 私たち市民は、住民自治活動の重要性を認識し、自ら住民自治活動に参加するよう努めなければならない。 2 私たち市民は、住民自治活動を行う団体等を支援するよう努めなければならない。</p> <p>(まちづくりに参加する権利の拡充) 第13条 わたしたち町民は、まちづくりへの参加が自治を守り、進めるものであることを認識し、その拡充に努めるものとする。</p>		

自治体名	生野町 まちづくり基本条例 (全35条)	ニセコ町 まちづくり基本条例 (全45条)	宝塚市 まちづくり基本条例 (全18条)	伊賀市 自治基本条例 (全58条)	各張市 自治基本条例 (全40条)
市長(職員)の 責務と役割	<p>(町長の責務) 第17条 町長は、町民の信託に応え、町政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に市政の執行に当たり、まちづくりの推進に努めなければならない。</p> <p>(町職員の責務) 第13条 町職員は、誠実かつ効率的に職務を遂行するとともに、自らも地域の一員であることを認識して町民との信頼関係づくりに努めなければならない。</p> <p>第14条 町職員は、まちづくりに必要な能力開発と自己啓発に努めなければならない。</p>	<p>(市の責務) 第3条 市は、前条各号に掲げるまちづくりを推進するため、必要な施策を講じなければならない。 2 市は、市民の主体的なまちづくり活動を促し、協働してまちづくりを進めなければならない。 3 市は、地域コミュニティの役割を認識し、その活動を促し、協働してまちづくりを進めなければならない。 4 市は、まちづくりの基本理念にのっとり実施される、地域の主体的なまちづくり活動を支援しなければならない。</p> <p>(就任時の宣誓) 第18条 町長は、就任に当たっては、その地位が町民の信託によるものであることを深く認識し、日本国憲法により保障された地方自治権の一層の拡充とこの条例の理念の実現のため、公正かつ誠実に職務を執行することを宣誓しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、助役、収入役及び教育長の就任について準用する。</p> <p>(執行機関の責務) 第19条 町の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に当たらなければならない。 2 町職員は、まちづくりの専門スタッフとして、誠実かつ効率的に職務を執行するとともに、まちづくりにかかる連携が常に図られるよう努めなければならない。</p>	<p>(まちづくりの参加における市の責務) 第14条 市は、まちづくりを行う市民の自立的、独立的な活動を尊重するとともに、国籍、民族、性別、年齢、社会的環境等にかかわらず、多様な主体がまちづくりに果たす役割を尊重し、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めなければならない。</p> <p>2 市は、企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民参加の拡充に努めなければならない。</p> <p>(住民自治に関する市の役割) 第23条 市は、市民が自主のかつ主体的に行う住民自治活動を尊重しなければならない。</p> <p>(市長の責務) 第4条 市長は、市民の市が保有する情報を知る権利及びまちづくりに参加する権利を保障するとともに、これを実現するための施策を講じなければならない。</p> <p>2 市長は、協働のまちづくりの仕組みを確立しなければならない。</p> <p>3 市長は、多様な市民のニーズに適切に対応したまちづくりを推進するため、この職員の人材育成を図らなければならない。</p>	<p>(職員の責務) 第5条 職員は、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。 2 職員は、まちづくりの基本理念にのっとり、職務を遂行しなければならない。 3 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。</p> <p>(組織) 第20条 町の組織は、町民に分かりやすく機能的なものであるとともに、社会や経済の情勢に応じ、かつ、相互の連携が保たれるよう柔軟に編成されなければならない。</p> <p>(審議会等への参加) 第21条 町は、審査会、審議会、調査会その他の附属機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。</p> <p>(意見・要望・苦情等への応答義務等) 第22条 町は、町民から意見、要望、苦情等があつたときは、速やかに事実関係を調査し、応答しなければならない。 2 町は、前項の応答に際してその意見、要望、苦情等にかかわる権利を守るために、委員会等について説明するよう努めるものとする。</p>	<p>(市長の役割と責務) 第9条 市長は、市を統轄するとともに、市内の事務を管理し、これを執行する。公正かつ誠実に市政運営に当たるとともに、市長は、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に市政運営の方針を定め、その達成状況を市民及び市議会に説明しなければならない。</p> <p>2 市は、毎年度、市政運営の方針を定め、その達成状況を市民及び市議会に説明しなければならない。</p> <p>(職員の役割と責務) 第10条 市の職員は、全体の奉仕者として、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 市の職員は、職務に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。</p> <p>(要望等への対応) 第15条 市は、市民からの要望、意見、提案等に対して迅速かつ誠実に対応するとともに、その結果を速やかに回答しなければならない。</p> <p>2 市は、市民から寄せられた苦情について、その内容や原因を調査分析し、業務の改善を行ななど適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(市民活動) 第35条 市は、自発的かつ自主的に行われる非営利の活動で、不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的とする市民公益活動を運営するため、別に条例で定めるところにより、その活動を促進するための適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(市民公益活動) 第37条 市は、住民自治活動ができるだけ市民に身近なところで支援するため、法第15条第1項で定める支所を設置し、市民が自主のかつ主体的に自治活動を行えるよう、地域の実情に応じた柔軟な対応に努めなければならない。</p> <p>2 市長は、前項で定めた目的を達成するため、市民の権限に属する事務のうち市民に身近な事務を積極的に支所長へ委任するよう努めなければならない。</p> <p>(行政の役割と権限) 第42条 市の執行機関は、法令で定めるところにより、条例、予算その他の議決に基づく事務及ぼしきの判断と責任において、誠実に管理し、執行する機関である。</p>

自治体名	生野町 まちづくり条例 (全35条)	二セコ町 まちづくり基本条例 (全45条)	宝塚市 まちづくり基本条例 (全18条)	伊賀市 自治基本条例 (全58条)	名張市 自治基本条例 (全40条)
市長(職員)の 責務と役割	<p>3 町は、前2項の規定による応答を迅速かつ適切に行うため、対応記録を作成する。</p> <p>(意見・要望・苦情等への対応のための機関) 第23条 町は、町民の権利の保護を図り、町の行政執行により町民が受ける不利益な扱いを簡易かつ迅速に解消させることで、不利益救済のための機関を置くことができる。</p> <p>(行政手続の法制化) 第24条 条例又は規則に基づき町の機関がする処分及び行政指導並びに町に対する届出に関する手続について必要な事項は、条例で定める。</p>	<p>2 市長は、市の執行機関を統括し、これを代表する。 3 市長は、議案の提出、予算調製、地方税の賦課徴収、財産の取得及び公文書類の保管等、市の事務を執行する権限を有する。</p> <p>(市長の責務) 第43条 市長は、市民の負託に応え、市政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公平・公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。</p> <p>(執行機関の責務) 第44条 市の執行機関は、市の事務の企画立案、実施及び評価において、内容、効果を市民に明らかにし、分かりやすく説明しなければならない。 2 市の執行機関は、その権限と責任において、公平・公正、誠実、迅速かつ効率的に職務を執行しなければならない。</p> <p>(職員の責務) 第45条 市の職員は、その職責が市民の負託に基づくことを自覚し、この条例に定める原則及びこれに基づいて創設された制度を遵守して、職務を遂行しなければならない。</p> <p>(執行体制の整備) 第46条 市は、社会情勢の変化に対応し、市民に分かりやすく機能的かつ効率的な執行体制を整備するとともに、組織の横断的な調整を図らなければならぬ。</p> <p>(法務体制) 第47条 市は、自主的で質の高い政策を実行するため、法務に関する体制を充実し、条例、規則等の整備を行なわなければならない。</p> <p>(職員政策) 第48条 市長は、多様化する市民の行政需要に対応できる知識や能力を持つ職員の人材育成を図らなければならない。</p>			

自治体名	生野町 まちづくり基本条例 (全35条)	ニセコ町 まちづくり基本条例 (全45条)	宝塚市 まちづくり基本条例 (全18条)	伊賀市 自治基本条例 (全58条)	名張市 自治基本条例 (全40条)	
市長(職員)の 責務と役割				<p>2 市は、職員が自己的能力を向上させることができるよう政策研究及び研修システムを充実させ、自己研鑽のために多様な機会の保障に努めなければならない。</p> <p>3 市の職員は、地域の政策課題に適切に対応していくため、政策能力の向上に努めなければならない。</p> <p>(公益通報)</p> <p>第49条 市の職員は、行政執行の公正を妨げ、市政に対する市民の信頼を損なう行為で、市民全体の利益など公益に反する恐れのある事実がある場合には、その事実を別に定める機関に通報することができる。</p> <p>2 前項に関するることは、別に定める。</p> <p>(苦情等への対応)</p> <p>第50条 市は、市民から苦情、要望、提言、意見等があつたときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に答えるよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、市民から法令に規定する直接請求、争訟制度の手続等の方法について説明を求められたときは、説明をしなければならない。</p> <p>3 市は、市民の苦情、要望、提言、意見等に対応するため、適正な機関の設置に努めなければならない。</p>	<p>2 市は、職員が自己的能力を向上させることができるよう政策研究及び研修システムを充実させ、自己研鑽のために多様な機会の保障に努めなければならない。</p> <p>3 市の職員は、地域の政策課題に適切に対応していくため、政策能力の向上に努めなければならない。</p> <p>(公益通報)</p> <p>第49条 市の職員は、行政執行の公正を妨げ、市政に対する市民の信頼を損なう行為で、市民全体の利益など公益に反する恐れのある事実がある場合には、その事実を別に定める機関に通報することができる。</p> <p>2 前項に関することは、別に定める。</p> <p>(苦情等への対応)</p> <p>第50条 市は、市民から苦情、要望、提言、意見等があつたときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に答えるよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、市民から法令に規定する直接請求、争訟制度の手続等の方法について説明を求められたときは、説明をしなければならない。</p> <p>3 市は、市民の苦情、要望、提言、意見等に対応するため、適正な機関の設置に努めなければならない。</p>	<p>2 市は、職員が自己的能力を向上させることができるよう政策研究及び研修システムを充実させ、自己研鑽のために多様な機会の保障に努めなければならない。</p> <p>3 市の職員は、地域の政策課題に適切に対応していくため、政策能力の向上に努めなければならない。</p> <p>(公益通報)</p> <p>第49条 市の職員は、行政執行の公正を妨げ、市政に対する市民の信頼を損なう行為で、市民全体の利益など公益に反する恐れのある事実がある場合には、その事実を別に定める機関に通報することができる。</p> <p>2 前項に関することは、別に定める。</p> <p>(苦情等への対応)</p> <p>第50条 市は、市民から苦情、要望、提言、意見等があつたときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に答えるよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、市民から法令に規定する直接請求、争訟制度の手続等の方法について説明を求められたときは、説明をしなければならない。</p> <p>3 市は、市民の苦情、要望、提言、意見等に対応するため、適正な機関の設置に努めなければならない。</p>

自治体名	生野町 まちづくり基本条例 (全35条)	ニセコ町 まちづくり基本条例 (全45条)	宝塚市 まちづくり基本条例 (全18条)	伊賀市 自治基本条例 (全58条)	名張市 自治基本条例 (全40条)				
(審議会等の公開)	第24条 町は、審議会等の会議を、原則として公開する。	(予算執行) 第30条 町長は、町の仕事の予定及び進行状況が明らかになるよう、予算の執行計画を定めるものとする。 (説明責任) 第25条 町は、行政活動の内容や意思決定の過程について、町民にわかりやすく説明するとともに、町民から要請を受けたときは、誠実に応答するように努めなければならない。	(決算) 第31条 町長は、決算にかかる町の主要な仕事の成果を説明する書類その他決算に関する書類を作成しようとするときは、これらの書類が仕事の評価に役立つものと定める。 (個人情報の保護) 第26条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることないように、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。	(財産管理) 第32条 町長は、町の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るために、財産の管理計画を定めるものとする。 (公正な政策評価) 第27条 町は、効率的、効果的に創造的なまちづくりのために、外部評価も含めた検証を常に繰り返しながら運営を進めなければならない。	(情報の共有) 第9条 市は、その有する情報を原則として公開しなければならない。 (情報の保護) 第10条 市は、市政運営に必要な情報の収集に努めなければならない。 2 市は、その有する情報を適正に管理しなければならない。 3 前2項に関することは、別に定める。	(情報の共有) 第9条 市は、その有する情報を原則として公開しなければならない。 2 市は、市が出資若しくは補助、事務の委託又は職員を派遣している団体のうち、一定の基準を満たすものに関し、その情報公開を推進するため、必要な措置を講ずる。 3 前2項に関することは、別に定める。	(情報の収集及び管理) 第10条 市は、市政運営に必要な情報の収集に努めなければならない。 2 市は、その有する情報を適正に管理しなければならない。 3 前2項に関するることは、別に定める。	(個人情報の保護) 第11条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、必要な措置を講じなければならない。 2 前項に関することは、別に定める。	(議会の情報共有と市民参加) 第40条 議会は、議会が有する情報を公表するとともに、全ての会議を原則として公開とし、立法過程から市民と情報を共有するよう努めなければならない。 2 前項に関することは、別に定める。 3 市議会は、議会活動に関する情報を市民に分かりやすく説明する責任を有し、情報提供の充実に努めなければならない。 4 市議会は、会期外においても市政への市民の意思の反映を図るため、市の施策の検討、調査等の活動をし、市民との対話の機会を設けなければならない。 5 市議会は、議会の会議に出席を求められた者を協議に加えることができる。 6 市議会は、市民からの請願等について、その趣旨や意見を表明する機会

自治体名	生野町 まちづくり条例 (全35条)	宝塚市 まちづくり基本条例 (全45条)	ニセコ町 まちづくり基本条例 (全18条)	伊賀市 自治基本条例 (全58条)	名張市 自治基本条例 (全40条)
条例名	行政経営				
内容	(行政評価) 第56条 市は、総合計画等の重要な計画、予算、決算、事務内容等について評価を実施する。 2 市は、前項の評価の結果を分かりやすく市民に公表し、政策及び事務執行に反映するものとする。 3 前2項の評価は、常に最も普遍の方法で行うよう改善に努めなければならない。	(外部監査) 第57条 市は、公正・公平で効率的な行政運営を確保するため、専門性及び独立性を有する外部監査人による財務監査事を実施する。	(計画策定における市民参加の原則) 第15条 市は、市民参加のもと、基本構想及びこれを具体化するための計画(以下「総合計画」という。)を策定しなければならない。 2 市は、総合計画について、評価に基づいた進行管理に努め、市民参加のもと、柔軟に見直さなければならぬ。	(議会の役割、権限等) 第38条 市議会は、法令で定めることにより、有権者により選出された議員によつて構成される市の意思決定機関である。市議会は、市の重要な政策及び市政運営を監視して議決する権限及び市政を有する。市議会は、法令で定めるところにより、条例の制定改廃、予算の決定、決算の認定等を議決するほか、市政に係る基本的な事項で別に条例で定めるものを議決する。	(議会の役割、権限等) 第6条 市議会は、市の意思決定機関であるとともに、市政の運営を監視し、けん制する機能を果たすものとする。 2 市議会は、地方自治法(昭和2年法律第67号)の定めるところにより、条例の制定改廃、予算の決定、決算の認定等を議決するほか、市政に係る基本的な事項で別に条例で定めるものを議決する。
議会運営	(議会の役割と責務) 第10条 議会は、町民の代表として選ばれた議員によって組織された生野町における最高意思決定機関であり、町民の意思が市政に反映されることを念頭において活動しなければならない。 第11条 議会は、行政活動が常に民主的で、効率的に行われていかるかを調査・監視するとともに、町の政策水準の向上と行政運営の円滑化に努めなければならない。 第12条 議会は、議会活動に関する情報報を町民に分かりやすく説明する責任を有するどもに、情報公開請求については誠実に応えるよう努めなければならない。	(議会の責務) 第39条 市議会は、市政の審議・議決機関であることの責任を常に認識し、長を提出するなど政策形成機能の強化とともに、市政の点検と改善とその実施を求める活動しなければならない。	(議会の責務) 第7条 市議会は、市民との情報共有を行なわない。 2 市議会は、市政を調査し、条例議案を提出するなどその活用に努めなければならない。		

自治体名	生野町 まちづくり条例 (全35条)	二セコ町 まちづくり基本条例 (全45条)	宝塚市 まちづくり基本条例 (全18条)	伊賀市 自治基本条例 (全58条)	名張市 自治基本条例 (全40条)
議会運営				<p>2 市議会は、行政活動が常に民主的で、効率的に行われているかを調査・監視するとともに、市の政策水準の向上を図り、市独自の施策を展開させることを、立法機能の強化に努めなければならない。</p> <p>3 市議会の会議は討論を基本とし、議決に当たっては意思決定の過程及びその妥当性を市民に明らかにしなければならない。</p> <p>4 市議会の組織及び議員の定数は、法令の範囲内でこの条例に基づく議会の役割を十分考慮して定めなければならない。</p> <p>(議員の責務)</p> <p>第41条 市議会議員は、市民の負託に応え、公平・公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 市議会議員は、市民の代表者としての品位と責務を忘れず、常に市民全体の福利を念頭におき行動しなければならない。</p> <p>3 市議会議員は、議会の責務を遂行するため、常に自己の見識を高め、政策提案能力の向上に努めなければならない。</p>	<p>2 市議会議員は、市民の信託にこだわり、市議会議員は、市民の研さんとともに、自己の誠実に職務を遂行しなければならない。</p> <p>3 市議会の会議は討論を基本とし、議決に当たっては意思決定の過程及びその妥当性を市民に明らかにしなければならない。</p> <p>4 市議会の組織及び議員の定数は、法令の範囲内でこの条例に基づく議会の役割を十分考慮して定めなければならない。</p> <p>(議員の責務)</p> <p>第41条 市議会議員は、市民の負託に応え、公平・公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 市議会議員は、市民の代表者としての品位と責務を忘れず、常に市民全体の福利を念頭におき行動しなければならない。</p> <p>3 市議会議員は、議会の責務を遂行するため、常に自己の見識を高め、政策提案能力の向上に努めなければならない。</p>
協働プロセス				<p>(総合計画等への参加)</p> <p>第25条 町は、町の仕事の計画、実施、評価等の各段階に町民が参加できることを具体化するための基本構想及びこれに基づくに附するその他の計画、並びにまちづくりに附するその他の計画(以下、「総合計画等」という。)は、この条例に沿って策定されるとともに、新たな課題が加えられなければならない。</p> <p>2 町は、前項の総合計画等の策定における町民の意見が反映できるよう、町民の参画を得て策定しなければならない。</p> <p>(実施、評価段階での協働)</p> <p>第16条 町は、総合計画等の実施、評価等の各段階において、町民の参画を得て、協働で実行していくなければならない。</p> <p>2 前項に規定する町民の参画と協働</p>	<p>(計画策定における市民参加の手続)</p> <p>第16条 市の執行機関は、総合計画をはじめとする重要な計画の策定に際しては、その手続を公表し、意見を求めるよう努めるものとする。</p> <p>2 市の執行機関は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画を公表し、意見を求めるものとする。</p> <p>3 市の執行機関は、前2項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表するものとする。</p> <p>(審議会等への市民参加)</p> <p>第17条 市の執行機関は、審議会その他の附属機関の委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。</p> <p>2 審議会その他の附属機関の委員の任命に当たっては、その機関の設置の目的に応じて、地域、性別、年齢、国籍などに配慮なければならない。</p>

自治体名	生野町 まちづくり基本条例 (全35条)	ニセコ町 まちづくり基本条例 (全45条)	宝塚市 まちづくり基本条例 (全18条)	伊賀市 自治基本条例 (全58条)	名張市 自治基本条例 (全40条)
協働プロセス	の実行方法等については、別に定めるものとする。	具具体化するための計画(以下これらを「総合計画」と総称する。)は、この条例の目的及び趣旨にのつどり、策定、実施されるとともに、新たな行政検討が加えられ対応できるよう不断の検討が行われなければならない。 2 町は、次に掲げる計画を策定するとともに、公募の委員を加えるように努めなければならない。	(委員の公募) 第17条 町は、審議会、審査会、調査する他の附属機関及びこれに類する委員会その他の「審議会等」という。の委員には、公募の委員を加えるように努めなければならない。	(生涯学習の推進) 第18条 町は、市民の自律を支援し、その社会参加を促進するために生涯学習の機会を確保しなければならない。	(生涯学習の推進) 第18条 町は、市民の自律を支援し、その社会参加を促進するために生涯学習の機会を確保しなければならない。
	(委員の公募) 第17条 町は、審議会、審査会、調査する他の附属機関及びこれに類する委員会その他の「審議会等」という。の委員には、公募の委員を加えるように努めなければならない。	具体的な計画(以下これらを「総合計画」と総称する。)は、まちづくりに関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、必ずしも該当する場合を除き、市民の参加を図らなければならぬ。 (1) 関係法令等の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合 (2) 用語の変更等簡易な改正で、実質的な変更を伴わない場合 (3) 前2号に準じた制定改廃の場合 2 市は、前項の条例の制定・改廃案を議会に提案しようとするときは、あらかじめ制定・改廃案を公表し、意見を求めるものとする。	(条例制定における市民参加の手続) 第18条 市は、まちづくりに関する条例を制定する場合は、必ずしも該当する場合を除き、市民の参加を図らなければならぬ。 (1) 関係法令等の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合 (2) 用語の変更等簡易な改正で、実質的な変更を伴わない場合 (3) 前2号に準じた制定改廃の場合 2 市は、前項の条例の制定・改廃案を議会に提案しようとするときは、あらかじめ制定・改廃案を公表し、意見を求めるものとする。	(条例制定における市民参加の手続) 第18条 市は、まちづくりに関する条例を制定する場合は、必ずしも該当する場合を除き、市民の参加を図らなければならぬ。 (1) 関係法令等の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合 (2) 用語の変更等簡易な改正で、実質的な変更を伴わない場合 (3) 前2号に準じた制定改廃の場合 2 市は、前項の条例の制定・改廃案を議会に提案しようとするときは、あらかじめ制定・改廃案を公表し、意見を求めるものとする。	(条例制定における市民参加の手続) 第18条 市は、まちづくりに関する条例を制定する場合は、必ずしも該当する場合を除き、市民の参加を図らなければならぬ。 (1) 関係法令等の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合 (2) 用語の変更等簡易な改正で、実質的な変更を伴わない場合 (3) 前2号に準じた制定改廃の場合 2 市は、前項の条例の制定・改廃案を議会に提案しようとするときは、あらかじめ制定・改廃案を公表し、意見を求めるものとする。
	(活動団体の連携) 第19条 町は、市民自身による自発的に、自律的なまちづくりを促進するため、必要な支援を行うことができる。	(まちづくり活動への支援) 第19条 町は、市民自身による自発的に、自律的なまちづくりを促進するため、必要な支援を行うことができる。	(活動団体の連携) 第20条 まちづくり活動団体は、必要に応じて連携、協力し、互いの活動の支援に努めるものとする。	(活動団体の連携) 第20条 まちづくり活動団体は、必要に応じて連携、協力し、互いの活動の支援に努めるものとする。	(活動団体の連携) 第20条 まちづくり活動団体は、必要に応じて連携、協力し、互いの活動の支援に努めるものとする。
	(コミュニケーションの充実) 第21条 町民及び町は、地域に根ざして、コミュニケーションの役割を認識し、守り、育てるよう努めるものとする。	(コミュニケーションの充実) 第21条 町民及び町は、地域に根ざして、コミュニケーションの役割を認識し、守り、育てるよう努めるものとする。	(コミュニケーションの充実) 第21条 町民及び町は、地域に根ざして、コミュニケーションの役割を認識し、守り、育てるよう努めるものとする。	(コミュニケーションの充実) 第21条 町民及び町は、地域に根ざして、コミュニケーションの役割を認識し、守り、育てるよう努めるものとする。	(コミュニケーションの充実) 第21条 町民及び町は、地域に根ざして、コミュニケーションの役割を認識し、守り、育てるよう努めるものとする。
住民投票	(住民投票) 第31条 町は、生野町にかかる重要な事項について、直接町民の意思を確認するため、住民投票の制度を設けることができる。	(市民投票の実施) 第36条 町は、ニセコ町にかかる重要な事項について、直接、町民の意思を確認するため、市民投票の制度を設けることができる。	(市民投票) 第17条 市長は、広く市民の意思を直接問う必要があると判断した場合は、市長投票を実施することができます。	(市民投票の原則) 第19条 市長は、市政に係る重要な事項について、直接市民の意思を確認するため、議会の議決を経て、市民投票の制度を設けることができる。	(住民投票) 第31条 市長は、市政に係る重要な事項について、広く住民の意思を確認するため、投票資格要件その他の投票権及び請求並びに実施することができる。

自治体名	生野町	二七コ町	宝塚市	伊賀市	名張市
条例名	まちづくり基本条例 (全35条)	まちづくり基本条例 (全45条)	まちづくり基本条例 (全18条)	自治基本条例 (全58条)	自治基本条例 (全40条)
住民投票	(町民投票の条例化) 第37条 町民投票に参加できる者の資格その他市民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。 2 前項に定める条例に基づき町民投票を行うとき、町長は町民投票結果の取扱いをあらかじめ明確にしなければならない。	(町民投票の条例化) 第20条 市長は、有権者がその総数の50分の1以上の者の選舉署をもつて、その総数の50分の1以上の者の選舉署をもつて、その結果を尊重しなければならない。 (市民投票の実施) 第20条 市長は、有権者がその総数の50分の1以上の者の選舉署をもつて、その結果を尊重しなければならない。 3 市長は、市民投票を行いうに当たっての結果を市民投票結果の取扱いをあらかじめ明確にしなければならない。 (市民投票の実施) 第20条 市長は、有権者がその総数の50分の1以上の者の選舉署をもつて、その結果を尊重しなければならない。 3 市議会議員は、市政に係る重要な事項について議論するときには、議員定数の12分の1以上の賛成(発議者を含む。)を得て、住民投票の実施について発議することができる。 2 市民投票は、投票者の総数が当該市民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは成立しない。この場合において、開票作業その他の作業は行わないものとする。	たつては、定住外国人や未成年者の参加に十分配慮する。 3 市長は、市民投票を行いうに当たっては、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明確にしなければならない。 (市民投票の実施) 第20条 市長は、有権者がその総数の50分の1以上の者の選舉署をもつて、その結果を尊重しなければならない。 3 市議会議員は、市政に係る重要な事項について議論するときには、議員定数の12分の1以上の賛成(発議者を含む。)を得て、住民投票の実施について発議することができる。 2 市民投票は、投票者の総数が当該市民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは成立しない。この場合において、開票作業その他の作業は行わないものとする。	か、別に条例で定める。 3 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。 (住民投票の発議及び請求) 第32条 永住外国人を含む18歳以上の住民は、市政に係る重要な事項について、市長に住民投票を請求する。 2 市長は、前項の請求があつたときは、その意見を付けてこれを市議会に付議しなければならない。 3 市議会議員は、市政に係る重要な事項について議論するときには、議員定数の12分の1以上の賛成(発議者を含む。)を得て、住民投票の実施について発議することができる。 4 市長は、前2項の場合において、市議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施しなければならない。 5 市長は、第1項の請求に係る署名者数が永住外国人を含む18歳以上の住民総数の4分の1を超えたときは、第2項の規定によることなく、住民投票を実施しなければならない。	か、別に条例で定める。 3 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。 (住民投票の発議及び請求) 第32条 永住外国人を含む18歳以上の住民は、市政に係る重要な事項について、市長に住民投票を請求する。 2 市長は、前項の請求があつたときは、その意見を付けてこれを市議会に付議しなければならない。 3 市議会議員は、市政に係る重要な事項について議論するときには、議員定数の12分の1以上の賛成(発議者を含む。)を得て、住民投票の実施について発議することができる。 4 市長は、前2項の場合において、市議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施しなければならない。 5 市長は、第1項の請求に係る署名者数が永住外国人を含む18歳以上の住民総数の4分の1を超えたときは、第2項の規定によることなく、住民投票を実施しなければならない。
この条例の位置づけ	(この条例の位置付け) 第43条 他の条例、規則その他の規則によりまちづくりの制度を設け、又は規則その他の規制によりまちづくりの制度を設ける場合には、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。 (条例等の体系化) 第35条 町は、この条例に定める内容に即して、他の条例、規則等の体系化を図るものとする。	(この条例の位置付け) 第18条 市は、行政分野ごとの基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則その他の規制によりまちづくりの制度を設ける場合には、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。 (条例等の体系化) 第44条 町は、この条例に定める内容に即して、教育、環境、福祉、産業等分野別の基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則その他の規程の体系化を図るものとする。	(この条例の位置付け・体系化) 第5条 この条例は、市政の基本事項について市が定める最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例を尊重し、整合を図らなければならぬ。 2 市は、この条例の定める内容に即して、分野別的基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則等の体系化を図るものとする。	(この条例の位置付け) 第37条 この条例は、名張市の自治の推進における最高規範であり、市は、他の条例等の制定改廃に当たっては、この条例を尊重し、整合を図らなければならぬ。	(この条例の位置付け) 第58条 市は、この条例の施行後4年以内に施行状況を周知し、検討の上、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。
この条例の位置づけ	(この条例の位置づけ) 第34条 この条例は、生野町のまちづくり基本原理を定めた条例であり、他の条例を制定する場合は、この条例に定める事項を遵守しなければならない。 (条例の体系化) 第35条 町は、この条例に定める内容に即して、他の条例、規則等の体系化を図るものとする。	(この条例の位置づけ) 第43条 他の条例、規則その他の規則によりまちづくりの制度を設け、又は規則その他の規制によりまちづくりの制度を設ける場合には、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。 (条例等の体系化) 第44条 町は、この条例に定める内容に即して、教育、環境、福祉、産業等分野別の基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則その他の規程の体系化を図るものとする。	(この条例の位置付け) 第18条 市は、行政分野ごとの基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則その他の規制によりまちづくりの制度を設ける場合には、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。 (条例等の体系化) 第44条 町は、この条例に定める内容に即して、教育、環境、福祉、産業等分野別の基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則その他の規程の体系化を図るものとする。	(この条例の位置づけ) 第37条 この条例は、名張市の自治の推進における最高規範であり、市は、他の条例等の制定改廃に当たっては、この条例を尊重し、整合を図らなければならぬ。	(この条例の検討及び見直し) 第58条 市は、この条例の施行後4年以内に施行状況を周知し、検討の上、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

自治体名	生野町	二セコ町	宝塚市	伊賀市	名張市
条例名	まちづくり基本条例 (全35条)	まちづくり基本条例 (全45条)	まちづくり基本条例 (全18条)	自治基本条例 (全58条)	自治基本条例 (全40条)
この条例の位置づけ	2 町は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びまちづくりの諸制度について見直す等必要な措置を講ずるものとする。				
地域コミュニティ					

(住民自治協議会の定義・要件)
第24条 住民自治協議会とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、そこに住むあらゆる人が自由に参加でき、地縁団体や目的別団体などとともに、身近に地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域住民により自発的に設置された組織で、各号に掲げる要件を満たすものをさす。ただし、一つの地域は、複数の住民自治協議会に属することができる。
(1) 区域を定めていること。
(2) 会員には、その区域内に住む又は活動する個人、団体、事業者等であれば、誰でもなれること。
(3) 組織設置の目的が、その区域内に住む又は活動する個人、団体、事業者等の相互の連絡、親睦、地域環境の整備など良好な地域社会の形成に関するものであること。
(4) 目的・名称・区域・事務所の所在地・構成員の資格・代表者・会議などを明記した規約を定めていること。
(5) 組織全体の運営に当たる役員や代表者は、地域、性別、年齢、国籍などに配慮し、民主的に選出されたものであること。

(地域づくり)
第33条 市民は、個性的で心豊かな地城をつくるため、一定のまとまりのある地城においてコミュニティ活動を行う組合として、別に条例で定めるところによること。
2 市は、区、自治会等の果たす役割を向けて協力して行動するものとする。
2 市は、区、自治会等の果たす役割を尊重し、その活動を振興するためには、重要な施策を講じなければならない。

(協働のまちづくり)
第34条 市民は、地域づくり組織の意向により、事務事業の一部を当該組織に委ねることができる。この場合において、市は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じなければならない。

(協働のまちづくり)
第36条 市民(コミュニティ活動や市民活動を行う団体を含む。以下この条において「多様な主体」という。)及び市議会並びに市は、それぞれの特性を理解し、互いに尊重し合い、協働してまちづくりに取り組むものとする。

(住民自治協議会の権能)

第26条 住民自治協議会は、市長の諮問に応じ、当該地区に係る次の号に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、住民自治協議会の答申を尊重しなければならない。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
 - (2) 市の総合計画の策定及び変更に関する事項
 - (3) その他市長が必要と認める事項
- 2 住民自治協議会は、当該地区において行わる住民に身近な市の事務

自治体名	生野町 まちづくり条例 (全35条)	ニセコ町 まちづくり条例 (全45条)	宝塚市 まちづくり条例 (全18条)	伊賀市 自治基本条例 (全58条)	名張市 自治基本条例 (全40条)
地域コミュニティ				<p>執行等について、当該組織の決定を経て、市長に提案することができる。市長は、住民自治協議会の提案を尊重する。</p> <p>3 市長は、当該地区において行わる市事務に重大的な影響が及ぶと考へられるものについて、あらかじめ住民自治協議会の同意を得るものとする。</p> <p>4 市長は、当該地区において行うこととが有効と考えられる市の事務について、住民自治協議会が当該事務の受託を行う意思を決定した場合は、その決定を尊重する。</p> <p>5 住民自治協議会は、提案、同意、決定に必要な情報を求め、又は質問をすることができる。その場合、市長は住民自治協議会に情報を提供し、又は質問に答へなければならない。</p> <p>(住民自治協議会への支援)</p> <p>第27条 市は、住民自治協議会が設置された場合には、次の各号に掲げる支援を行ふ。</p> <p>(1) 住民自治の活動拠点の提供</p> <p>(2) 住民自治活動に対する財政支援</p> <p>(3) その他住民自治の推進に関すること。</p> <p>2 前項に定める支援の単位は、別に定める機関により審議決定する。</p> <p>(地域まちづくり計画)</p> <p>第28条 住民自治協議会は、自らが取り組む活動方針や内容等を定めた地域まちづくり計画の策定に努めるものとする。</p> <p>2 前項に規定の計画を策定した場合、その代表者は、市長に届出をするものとする。</p> <p>3 市は、総合計画をはじめとする重要な計画を策定する際には、広域的な観点から調整が必要な場合を除き、第1項の地域まちづくり計画を尊重するものとする。</p> <p>4 市は、第1項の地域まちづくり計画の策定を必要に応じ支援するものとする。</p>	<p>2 市は、公共的課題の解決や公的なサービスの提供等について、多様な主体がその扱い手となれるよう、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>3 市は、協働のまちづくりを進めるに当たり、多様な主体が情報や意見を交換し、相互調整や民主的な意思形成が図られるよう、開かれた場と機会の創設に努めなければならない。</p> <p>4 市長は、当該地区において行うこととが有効と考えられる市の事務について、住民自治協議会が当該事務の受託を行う意思を決定した場合は、その決定を尊重する。</p> <p>5 住民自治協議会は、提案、同意、決定に必要な情報を求め、又は質問をすることができる。その場合、市長は住民自治協議会に情報を提供し、又は質問に答へなければならない。</p> <p>(住民自治協議会への支援)</p> <p>第27条 市は、住民自治協議会が設置された場合には、次の各号に掲げる支援を行ふ。</p> <p>(1) 住民自治の活動拠点の提供</p> <p>(2) 住民自治活動に対する財政支援</p> <p>(3) その他住民自治の推進に関すること。</p> <p>2 前項に定める支援の単位は、別に定める機関により審議決定する。</p> <p>(地域まちづくり計画)</p> <p>第28条 住民自治協議会は、自らが取り組む活動方針や内容等を定めた地域まちづくり計画の策定に努めるものとする。</p> <p>2 前項に規定の計画を策定した場合、その代表者は、市長に届出をするものとする。</p> <p>3 市は、総合計画をはじめとする重要な計画を策定する際には、広域的な観点から調整が必要な場合を除き、第1項の地域まちづくり計画を尊重するものとする。</p> <p>4 市は、第1項の地域まちづくり計画の策定を必要に応じ支援するものとする。</p>

自治体名	生野町	二セコ町	宝塚市	名張市
条例名	まちづくり基本条例 (全35条)	まちづくり基本条例 (全45条)	まちづくり基本条例 (全18条)	自治基本条例 (全58条)
地域コミュニティ				<p>(地域振興委員会の設置) 第29条 市長は、住民自治協議会が設立されていない地域について、当該地区的住民生活に密接に関係し、当該地の事情を十分に踏まえる必要のある機関として、地元の事務について審議する機関とし、地元に定める地域振興委員会を置く。 2 前項に定める地域振興委員会の設置の単位は、別に定める機関により審議決定する。</p> <p>(地域振興委員会の所掌事務) 第30条 地域振興委員会は、市長の諮問に応じ、当該地区に係る次の号に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、地域振興委員会の答申を尊重しなければならない。</p> <p>(1) 新市建設計画の変更に関する事項 (2) 市の総合計画の策定及び変更に関する事項 (3) その他市長が必要と認める事項</p> <p>2 地域振興委員会は、市長の諮問において行われる住民に身近な市の事務について、当該組織の決定を経て、市長によって実施することができる。市長は、地域振興委員会の提案を尊重する。</p> <p>3 地域振興委員会は、市長に対し、前2項に定める調査審議のために必要な情報を求め、又は質問をすることができる。その場合、市長は地域振興委員会に情報を探求し、又は質問に対して回答しなければならない。</p> <p>(地域振興委員会の委員の任命方法) 第31条 地域振興委員会の委員は、当該地区の住民のうち、当該地区において活動する諸団体からの推薦を受けた者及び募集に応じた者の中から市長が任命する。</p>

自治体名	生野町	二セコ町	宝塚市	名張市
条例名	まちづくり基本条例 (全35条)	まちづくり基本条例 (全45条)	自治基本条例 (全18条)	自治基本条例 (全58条)
地域コミュニティ				

(住民自治地区連合会の設置)
第33条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第155条第1項で定める支所の管轄する区域ごとに複数の住民自治協議会又は地域振興委員会が設置される場合、市長は、支所単位に住民自治協議会又は地域振興委員会の代表者などで構成する住民自治地区連合会を設置する。

(住民自治地区連合会の所掌事務)
第34条 住民自治地区連合会は、市長の諮問に応じ、当該地区に係る次の事項を調査審議し、市長に掲げる事項を決定する。市長は、住民自治地盤に係る事項を決定する。
(1) 新市建設計画の変更に関する事項
(2) 市の総合計画の策定及び変更に関する事項
(3) その他市長が必要と認める事項
2 住民自治地区連合会は、市長の諮問に關連する事項のほか、当該地区において行われれる住民に身近な市の事務について、当該組織の決議で、市長に提案することができる。市長は、住民自治地区連合会の提案を尊重する。
3 住民自治地区連合会は、市長に対し、前2項に定める調査審議のために必要な情報を求め、又は質問をすることができる。その場合、市長は住民自治地区連合会に情報を提供し、又は質問に対して回答しなければならない。

(規則への委任)
第32条 地域振興委員会の委員の定数、任期、報酬、委員長、会議、会員の公開及び庶務については、別に定める。
(規則への委任)
第35条 住民自治地区連合会の委員の任命、定期、報酬、会議、会員の公開及び庶務については、別に定める。

その他

(国及び三重県との関係)
第38条 市は、国及び三重県と対等の立場にたち、自治の発展のため、協力して適切な関係の構築に努めるものとする。

(他の自治体との関係)
第39条 市は、共通する地域課題の解決や効率的な行政運営のため、大規模災害時の相互通援など、他の自治体と積極的に協力連携するものとする。

『大和郡山市』らしさについて

①郡山のおいたち

郡山の名がはじめて文献に現れるのは応保2年（1162年）のことです。もともと、この町の中心部が東大寺領清澄庄と呼ばれていましたが、東大寺と薬師寺の間に15年という長期にわたる荘民支配をめぐる寺領争いが続きました。

この両寺の争いに裁決を与えた「官宣旨案」に初めて「郡山」の名が出てきています。その後、中世末期の混乱期を経て、筒井順慶および豊臣秀長によって今日の基礎をつくることになりました。織田氏と結んだ順慶が大和一国を支配して郡山に拠るのが、天正8年（1580年）のことです。

後、豊臣秀吉の弟、大納言秀長が、紀伊、和泉、大和の三国で百万石を領し、大和の古社寺から石仏などを徴しての城郭の大増築と、城下町の建設にとりかかる一方、奈良の商業を一時停止してまで、この町の繁栄を図った強力な保護経済策によってできあがった「和州郡山」はその後の徳川政権になっても軍事的要因が優先して本多氏、水野氏、松平氏など常に有力親藩の他は入部できなかつたのです。

そして、享保9年（1724年）史上有名な柳沢吉保の子、吉里が甲府より転じ、15万石余りを以て入部、二代信鴻以下常に文治に秀でた藩主に恵まれ、大和一国の政治経済、文化の中心として栄えました。

明治以後の本市は郡山県、奈良県、堺県、大阪府そして再び奈良県とめまぐるしく変遷を経るなかで明治21年の町村制の実施で郡山町制を布き、昭和16年筒井村を併合、同28年12月昭和、矢田、平和、治道の4カ所を合併して翌29年1月1日、市制を施行、県下で3番目の市となりました。また、同32年には、片桐町を合併して東西9km、南北7km、面積42km²、人口44,000人となりました。合併前後の本市は、これら町村の各種行政の格差是正のため、財政的にも窮乏し、地方財政再建特別措置法の適用団体となりました。7カ年にわたる行財政の刷新をはかり昭和38年には再建債の償還を完了、財政基盤の確立に傾注しました。

そして、近年、本市は中京や京阪の大都市の中間に位置する便利のよさからベッドタウンとして人口が急増、一時は10万人を突破する勢いでいたが、現在では人口93,000人余を擁する中堅都市となり、“平和のシンボル、金魚が泳ぐ城下町。”を理想郷に発展を続けています。

②特色

郡山城、城下町、金魚、矢田丘陵、昭和工業団地、稗田環濠集落……

③伝統

城下町、金魚

④成り立ち

総合計画【概要版】のP6を参照してください。

5つの地区

- (1) 歴史が生きる中心市街地地区【北地区】…郡山北地区
- (2) 心安らぐ自然・歴史、住宅地区【西地区】…矢田・片桐地区
- (3) 活力あふれる産業・雇用創出地区【南地区】…昭和地区
- (4) 農風景に溶け込む多様産業地区【東地区】…平和・治道地区
- (5) 都市生活を育む農住混在地区【中央地区】…郡山南地区

面積 42.68km² (東西 9 km、南北 7 km)

- 郡山地区… 8.05km²、33,945人、13,437世帯
- 昭和地区… 6.35km²、9,065人、3,400世帯
- 矢田地区… 11.11km²、16,095人、5,904世帯
- 平和地区… 4.84km²、8,037人、2,992世帯
- 治道地区… 5.81km²、3,287人、1,091世帯
- 片桐地区… 6.52km²、21,766人、8,260世帯

⑤まちづくりの目標

【市民憲章】

わたくしたちの大和郡山市は、豊かな自然と悠久の歴史に育まれ、明日に向けて歩みつづける希望のまちです。わたくしたち市民は、より平和で夢と誇りに満ちたまちをめざし、ここに市民憲章を定めます。

1 進んでまちづくりに参加し

ともに住みよいまちをつくります

1 恵まれた自然を大切にし

清潔で美しいまちをつくります

1 多彩な産業を生かし

活力に満ちたまちをつくります

1 歴史に学び 文化を誇る

豊かな郷土をつくります

1 お互いを尊重し

平和であたたかい社会をつくります

【総合計画基本構想】

- (1) 市民と行政が共に参加、参画する地域づくりを進めるまち [協働のまち]
- (2) 元気な産業が育ち、市民や企業などが豊かな自然や歴史を守り生かしているまち [産業・環境]
- (3) 市民が子どもを産み育てやすいまち [子育て・教育]
- (4) 安全が守られ、市民が安心して、便利で快適に暮らせるまち [安全・快適な暮らし]
- (5) 市民誰もがいきいきと元気で暮らしているまち [健康・福祉・生きがいづくり]

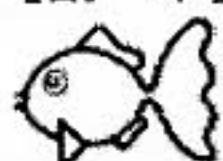
⑤参考

【市章】



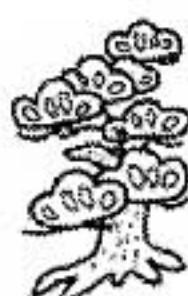
本市は江戸時代中期から明治まで代々柳澤藩治下の城下町でした。市章は、その柳澤藩の紋所「郡山花菱」を図案化したものです。

【副章】



本市の伝統産業として隆盛ある金魚を図案化したものです。

【市の木】くろまつ



【市の花】きく



【市のマスコットキャラクター】



大和郡山市が理想とする都市像を親しみやすく表現したマスコットキャラクター。かわいい「金魚」が「城下町」の澄んだ水の中を、気持ちよく「泳ぐ」姿をイメージしています。この金魚は指標にもある「平和のシンボル」として、「心のゆとり」や「安

らかな気持ち」を表し、穏やかに、やさしく、ゆらゆらと揺れる水の波紋は、城の軒瓦のようにも見えます。また江戸時代、金魚は木の桶で飼われ、当時のほとんどの人々は、真上から、その姿を観賞していたといいます。この真上から見た金魚の姿も、「城下町の金魚」を表しています。

※このキャラクターは、平成14年に一般公募し応募総数555点の中から選ばれた京都市在住の橋山悦子さんの作品です。

【市 歌】

1 青垣の 山のさみどり

白雲に 匂ふ 若草
新しき 生命（いのち）をここに
咲きかおれ わがふるさとよ
ああ大和 大和郡山

2 傳えきし かたき信義と

人の和と 自治と 自由と
うるはしき 市政をここに
弥栄の わがふるさとよ
ああ大和 大和郡山

3 野と街と 綾にかがよい

はぐくみし 金魚 メリヤス
ゆたかなる 稔りをここに
生気あり わがふるさとよ
ああ大和 大和郡山

4 風雲を こえて 開きし

白梅の たかき 誇りぞ
光りある 文化をここに
栄えあれ わがふるさとよ
ああ大和 大和郡山

【姉妹都市】

山梨県甲府市と提携しています。

甲府市と大和郡山市の関係は、江戸時代中期に甲府城主である柳澤吉里が大和郡山城に城替えを命ぜられた時に始まります。その際、家臣とその家族を含め5,286人が大和郡山市に移住したといいます。現在でも甲府から移り住んだ多くの子孫が残っているため、甲府を故郷と思う市民も多いといいます。

◎ 人口動態

年	自然動態									婚姻	離婚	社会動態				
	出生			死亡			自然 増	転入	転出			社会 増				
	男	女	計	男	女	計										
平成 11	450	429	879	376	314	690	189	563	165	3,721	4,027	-306				
12	456	451	907	376	323	699	208	576	190	3,701	4,102	-401				
13	455	439	894	351	326	677	217	551	196	3,589	4,117	-528				
14	424	430	854	384	329	713	141	507	219	3,245	3,968	-723				
15	452	402	854	397	307	704	150	530	203	3,549	3,944	-395				
16	431	418	849	409	351	760	89	492	167	3,217	3,660	-443				
17	355	376	731	450	378	828	-97	444	180	3,061	3,829	-768				
18	397	392	789	391	351	742	47	472	176	2,866	3,579	-713				

◎ 人口推移

(1月1日現在)

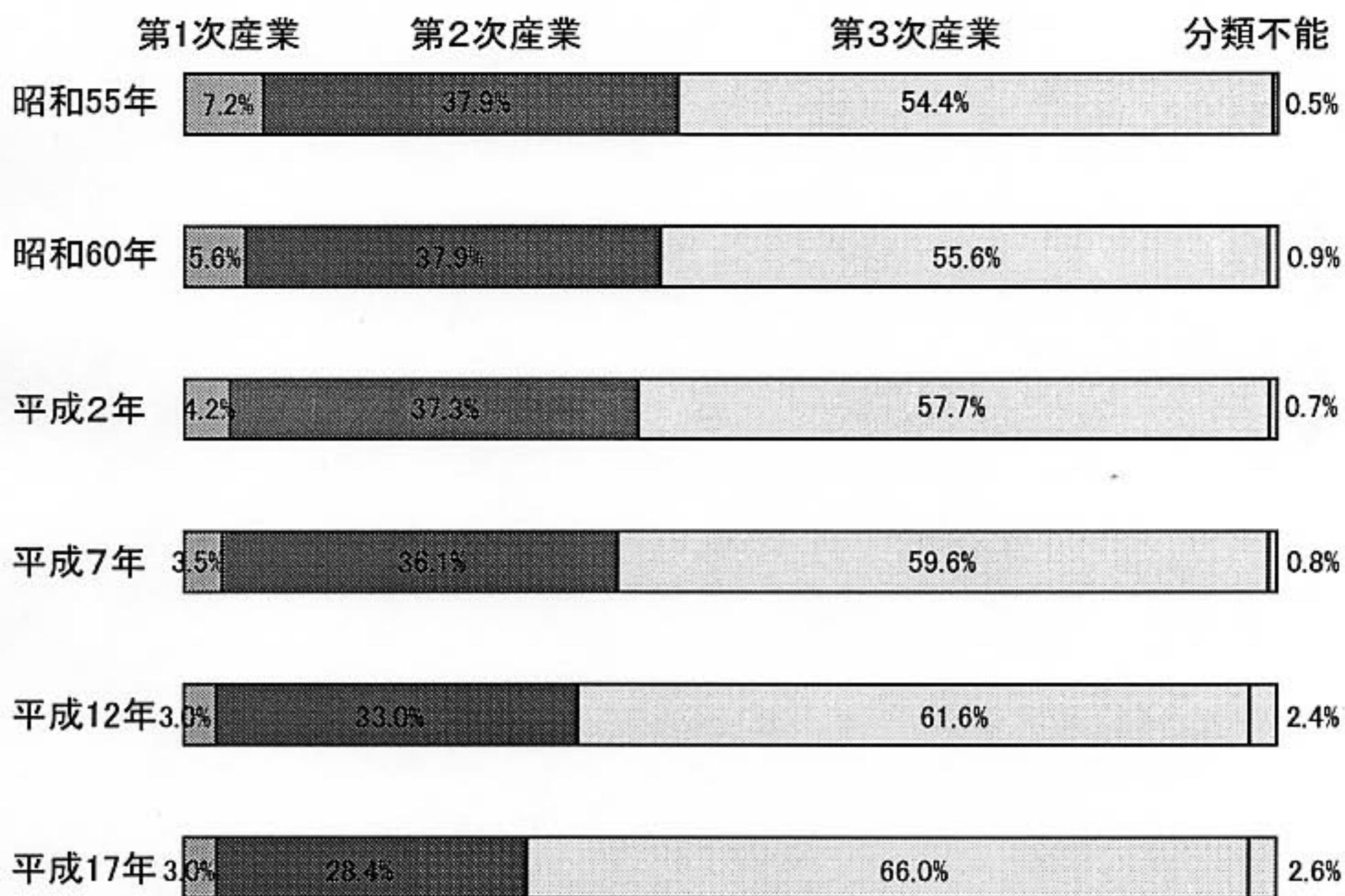
年	世帯数	人口			人口密度 (km ² 当たり)
		総数	男	女	
昭和 40	10,827	45,462	22,134	23,328	1,064
45	15,106	54,346	26,856	27,490	1,272
50	20,219	69,932	34,643	35,289	1,636
55	23,526	80,341	39,720	40,621	1,880
60	26,829	89,051	44,166	44,885	2,084
平成 2	28,964	93,289	46,059	47,230	2,197
7	31,805	96,381	47,443	48,938	2,269
12	33,939	96,023	46,926	49,097	2,250
15	34,556	95,037	46,065	48,972	2,227
16	34,872	94,780	45,946	48,834	2,221
17	35,100	94,417	45,678	48,739	2,212
18	35,391	93,670	45,277	48,393	2,195
19	35,566	93,095	44,957	48,138	2,181

※高齢化率……大和郡山市20.1%、奈良県20.4%、全国20.8%(H18.10.1現在)

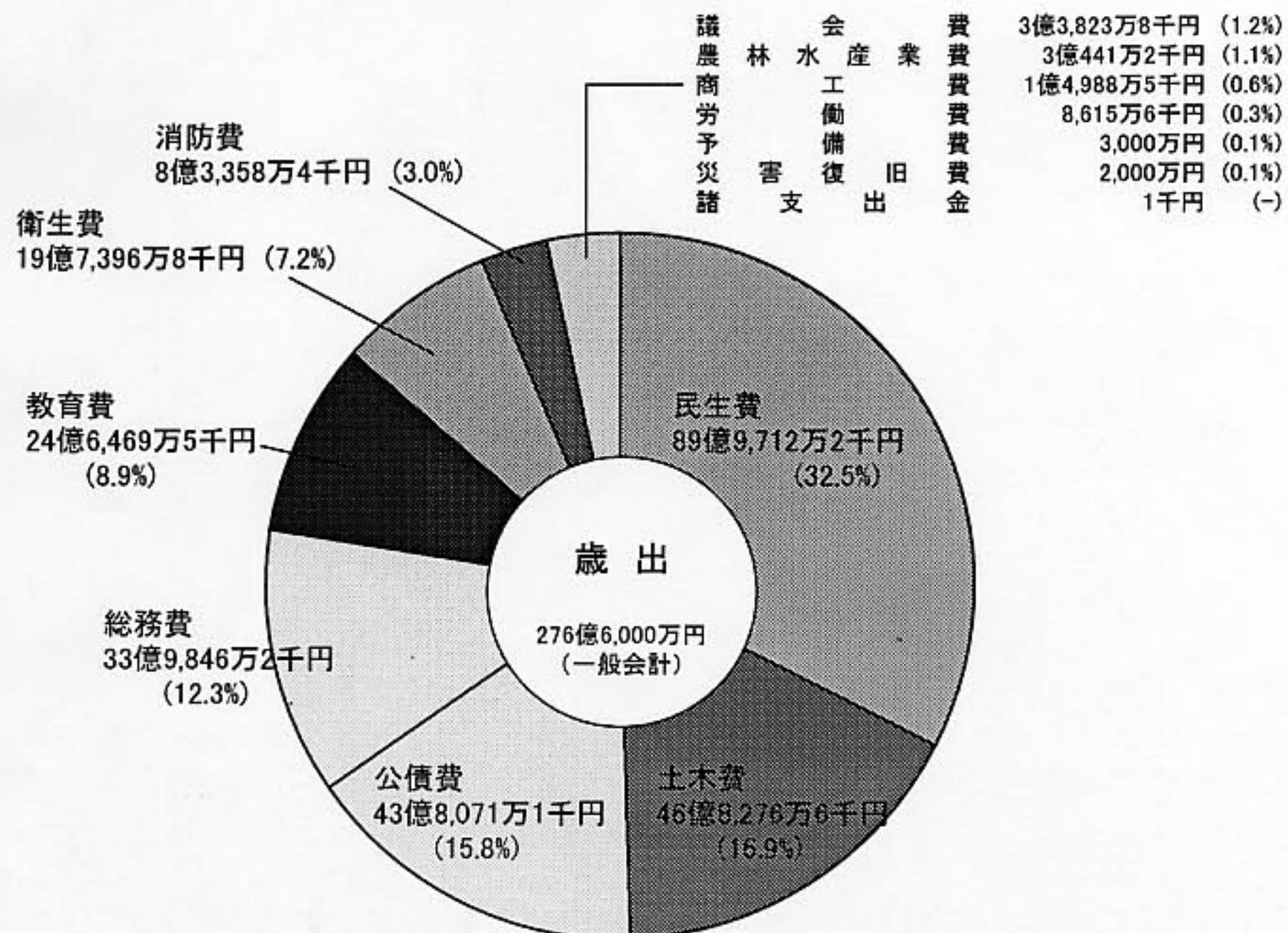
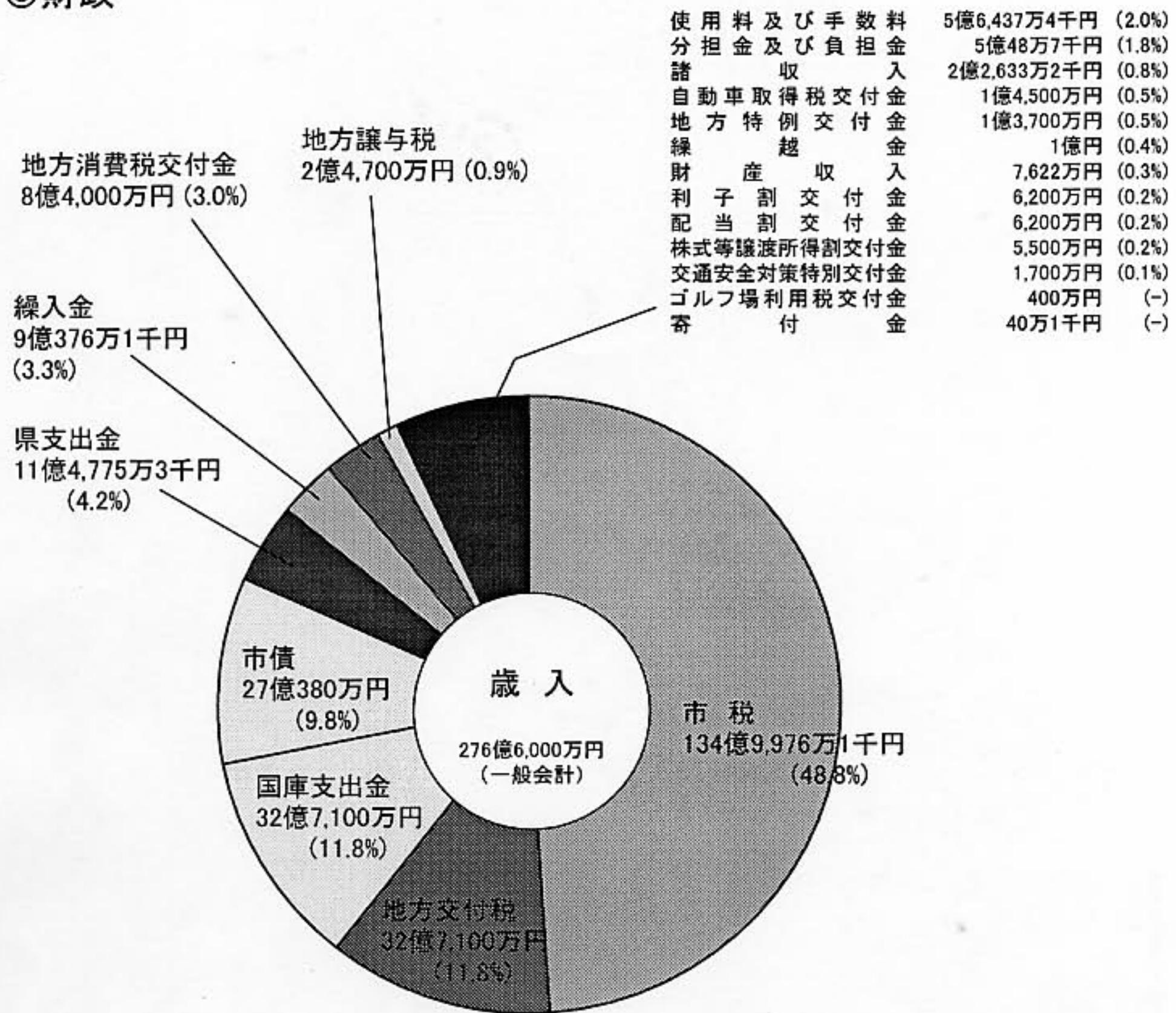
◎産業別人口

年	15歳以上 の人口	就業内訳				
		就業者数	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能
昭和 55	60,760	35,227	2,536(7.2%)	13,349(37.9%)	19,166(54.4%)	176(0.5%)
60	69,146	39,462	2,207(5.6%)	14,965(37.9%)	21,946(55.6%)	344(0.9%)
平成 2	75,626	42,592	1,780(4.2%)	15,908(37.4%)	24,587(57.7%)	317(0.7%)
7	80,132	45,832	1,610(3.5%)	16,553(36.1%)	27,309(59.6%)	360(0.8%)
12	80,757	44,189	1,308(3.0%)	14,581(33.0%)	27,209(61.6%)	1,091(2.5%)
17	79,297	41,780	1,262(3.0%)	11,871(28.4%)	27,565(66.0%)	1,082(2.6%)

※ ()内は、就業者に対する割合



◎財政



財政状況等一覧表（17年度）

団体名 大和郡山市

注) いずれも 千 円 单 位

1 一般会計及び特別会計の財政状況（主として普通会計に係るもの） (千円)

	歳入	歳出	形式収支	実質収支	地方債現在高	他会計からの繰入金	備考
一般会計	28,952,534	28,170,331	782,203	669,337	43,028,146	0	
住宅新築資金等貸付事業特別会計	52,724	1,049,299	△ 996,575	△ 996,575	180,981	0	
公園墓地事業特別会計	23,881	6,586	17,295	17,295	0	0	
普通会計	28,022,496	28,219,573	△ 197,077	△ 329,902	43,834,099		

2 1以外の特別会計の財政状況（公営事業会計に係るもの） (千円)

	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	不良債務 (実質収支)	地方債現在高	他会計からの 繰入金	備考
下水道事業 (公共下水道事業)	(歳入) 3,900,161	(歳出) 3,918,855	(形式収支) △ 125,375	(実質収支) △ 128,048	22,321,296	1,316,260	法非適用企業
下水道事業 (特定環境保全公共下水道事業)	(歳入) 49,699	(歳出) 49,899	(形式収支) △ 1,134	(実質収支) △ 1,134	684,559	30,433	法非適用企業
介護サービス事業	(歳入) 129,289	(歳出) 124,423	(形式収支) -	(実質収支) -	814,608	102,103	法非適用企業
宅地造成事業	(歳入) 54,343	(歳出) 66,660	(形式収支) △ 218,164	(実質収支) △ 218,164	212,537	0	法非適用企業
国民健康保険事業 特別会計	(歳入) 7,793,105	(歳出) 7,704,163	(形式収支) 88,942	(実質収支) 88,942	0	422,499	
老人保健医療事業 特別会計	(歳入) 6,904,622	(歳出) 6,933,852	(形式収支) △ 29,230	(実質収支) △ 29,230	0	486,061	
介護保険事業特別 会計	(歳入) 4,239,896	(歳出) 4,238,157	(形式収支) 1,739	(実質収支) 1,739	0	667,477	
水道事業	2,554,765	2,307,925	246,840	-	834,609	3,582	法適用企業

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。

2. 不良債務が～千円となるときは、「△～」と表記している。

3 関係する一部事務組合等の財政状況 (千円, %)

	歳入 (総収益)	歳出 (総費用)	形式収支 (純損益)	実質収支 (不良債務)	地方債現在高	当該団体の 負担割合	備考
奈良広域水質検査 センター組合	155,390	130,441	24,949	24,949	0	3.2%	
奈良県住宅新築資金等 貸付金回収管理組合	1,328,911	1,292,537	36,374	36,374	0	12.8%	

4 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況 (千円)

	経常損益	資本又は 正味財産	当該団体か らの出資金	当該団体か らの補助金	当該団体から の貸付金	当該団体から の債務保証に 係る債務残高	当該団体から の損失補償に 係る債務残高	備考
大和郡山市土地開発公社	5,942	△ 186,492	5,000	0	0	13,870,512	0	
大和郡山市文化体育振興公社	0	10,000	10,000	35,557	0	0	0	

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を記入している。

5 財政指標

財政力指数	0.76	実質収支比率	△ 1.90
実質公債費比率	15.5	経常収支比率	93.8

(注) 実質公債費比率は、平成18年度の起債協議等手続きにおいて用いる平成15年度から平成17年度の3カ年平均である。